

諮詢第三号

下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮詢について

下水道使用料の徴収処分について、別紙のとおり審査請求があつたので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百一十九条第四項の規定に基づき、諮詢する。

平成二十七年三月四日提出

青 森 市 長 鹿 内 博

審査請求書（下水道使用料10）

平成26年10月3日(金)

青森市長 鹿内 博 様

審査請求人 三国谷清一



下記のとおり審査請求をする。

記

1. 審査請求人の住所、氏名、年齢

住所 青森市桜川4丁目8番2号

氏名 三国谷清一

年齢 65歳

2. 審査請求に係る処分

青森市公営企業管理者企業局長(以下「企業局長」という。)の平成26年8月28日

(木)付け平成26年8月分下水道使用料納入通知書による処分。

3. 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

平成26年8月30日

4. 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの決定を求める。

5. 審査請求の理由

企業局長による審査請求人に対する本件審査請求に係る下水道使用料通知処分は以下のとおり違法・不当である。

(1) 企業局長から納入期限を平成26年9月16日とする「水道料金・下水道使用料等納入通知書兼領収書(納付制)平成26年8月分」(26年7月26日から26年8月26日まで)(以下「本件通知書」という。)が平成26年8月30日に郵送されてきた。

(2) 審査請求人は、貴職を管理者とする青森市公共下水道を使用しており、これが使用料を貴職に納付する義務を負うが、企業局長から下水道使用料を請求される謂われはない。

(3) 貴職は下水道使用料の納入通知書の発行に係る事務を企業局長に委任していると主張しているが、もしそうなのであれば、その旨を下水道使用者に分かるように公表し、市民に周知を図るべきである。にも関わらず、貴職は何らの対応をせず放置している現状は不当である。

(4) 原価を上回っている現行下水道使用料は違法であり、本件処分は取り消されるべきである。確かに、貴職は平成26年度に下水道使用料に係る審議会を立ち上げたが、そのことにより本件通知書に係る下水道使用料の違法性が解消されるわけではない。

(5) 更にまた、本件通知書には審査請求に関する教示について何ら記載されておらず違法であり、本件審査請求に係る処分は無効であり、取り消されるべきである。

6. 処分庁の教示

不服申し立てに関する教示はありませんでした。

7. 行政不服審査法第25条第1項但し書きの規定による口頭の意見陳述の申立て

行政不服審査法第25条第1項但し書きの規定により口頭の意見陳述を申立てる。

